

## 外画動画出演実務運用表

この「外画動画出演実務運用表」（以下、「運用表」という。）は、甲 一般社団法人 日本音声製作者連盟（以下、「音声連」という。）と乙 協同組合 日本俳優連合（以下、「日俳連」という。）間で交わされた中小企業等協同組合法による団体協約に基づくものである。

1.本運用表は以下の規定で構成する。

- ・アニメーション作品出演規定
  - ・外国映画日本語吹替版作品出演規定
- （「外画CS放送番組出演に関する特別規定」を含む。）

2.日俳連組合員は、本運用表の出演条件を下回って出演しない。また、音声制作会社及び俳優の所属事務所も本運用表を遵守する。

3.新人俳優の育成のための特例として、別に「新人登録規定」を設ける。新人登録規定が適用される新人は「新人登録名簿」に記載されたもののみとする。

参考資料として「新人登録規定」を本運用表に添付する。

4.本運用表は、アニメーション作品及び外国映画日本語吹替版作品を編集せず、そのまま利用する場合に適用される。CM やゲーム等での使用及び編集して作品を部分的に使用することは本運用表の報酬には含まれない。それらの使用については別途協議の上、処理する。

5.他番組での部分利用については、出演者の了承を得なければならない。

6.本運用表は、日俳連及び音声連の代表者と、マネージャーの代表者も参加する音声出演実務調整委員会（以下、「実務委員会」という。）の協議を経て公表されるものである。

7.本運用表の出演条件が守られない作品には出演を辞退することがある。

8. 甲乙は本規定が音声制作業界に広く理解され運用されるよう、甲の非会員社・乙の非組合員および新人登録者に、それぞれの会（組合）員となるよう勧奨を行うものとする。

9. 本規定が守られない事例が発生した場合、甲乙は誠意を持って協議し、協同して問題に対処することとする。

協同組合 日本俳優連合

## 【本運用表における定義】

### 放送

アナログ方式またはデジタル方式、及び有料無料の別を問わない地上波放送、衛星放送、有線放送、有線役務利用放送（IP マルチキャスト放送を含む）をいう。

### ビデオグラム

実演の固定物の頒布を目的にした映像の複製物をいう。（ビデオテープ、DVD、Blu-ray Disc 等）

### 小規模上映

日本全国 10 館以下での公開または学校・巡回公開をいう。

### 機内利用

航空機内での上映をいう。

### 自動公衆送信

公衆への送信の中でユーザーからのアクセスに応じ、送信（有料・無料の別を問わないブロードバンド配信・インターネット等オンラインを通じた送信）するものをいう。

### CD 原盤

アニメーション作品の音声トラックを編集せずそのまま CD 化するものをいう。

### 新メディア

現在実用化されていない新しいメディアをいう。

### 外国映画及び外画

海外で製作された映画、テレビドラマ、テレビ映画、ドキュメンタリー等をいう。

## アニメーション作品出演規定

### 1. 実演家の報酬【I】〔劇場用作品については3.を参照〕

#### ①初期出演料のきまり

出演料は、俳優の技量・キャリア・人気等に基づいて毎年俳優から甲に示されるその年度の基本ランクと作品の長さ、作品の利用目的の3要素によって計算する。

俳優の基本ランクと出演作品の長さ（時間割増率）を基にした「基本対価」を、作品の利用報酬の基準とする。

$$\text{基本対価} = \text{基本ランク} \times \text{時間割増率} \text{《表1》}$$

《表1》時間割増率

時間枠	30分枠	60分枠	90分枠	120分枠	150分枠	180分枠
割増率	1.0	1.5	1.9	2.3	2.7	3.0

※180分以上は30分増すごとに0.3増し

$$\text{初期出演料} = \text{基本対価} \times 180\% \text{（初期目的利用料率80\%を含む。）}$$

- ・基本ランクは30分番組への出演を基準とする。俳優は（所属する事務所と協議し）毎年4月1日に甲に提示し更新する事ができる。継続作品におけるランクの更新について甲の会員社は俳優と協議することができる。ランクは俳優個々の個人情報ゆえ甲の会員社以外には公開はされない。
- ・ランクのない途中参入者は、その年度の臨時ランクを設定することができる。
- ・作品を他の分野に転用する場合は転用料が必要となる。

#### ②転用のきまり その1.

- ▶ 複数の利用目的を積み上げて処理する「積み上げ処理方式」の場合

初期目的以外に作品を利用する場合、音声制作会社は転用分野に設定されている転用料を発注元または利用者から受け取り出演者に支払うものとする。転用処理された分野は何度でも利用できる。

ビデオグラム1巻を多数話で構成する場合、料率の話数倍とする。

$$\text{転用料} = \text{基本対価} (\text{基本ランク} \times \text{時間割増率} \text{《表1》}) \times \text{下表の転用料率} \text{《表2》}$$

《表2》転用料率

放送	ビデオグラム	小規模上映	機内	自動公衆送信	CD原盤	新メディア
30%	30%	20%	20%	20%	10%	別途協議

③転用のきまり その2.

▶ 初期制作時に「転用一括処理方式」を採用する場合（劇場公開作品を除く。）

A方式：単発作品及びシリーズ中の特定作品を一括処理する場合

**基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》） × 280%以上**

B方式：特定シリーズの全話数を一括処理する場合

**基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》） × 240%以上**

C方式：動画製作会社・配給会社が全ての作品を一括処理することを決め、実務委員会に申請のうえ実務委員会と面談をし承認を受けた場合。

**基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》） × 220%以上**

転用一括処理方式にはCM及びゲーム等への転用及び部分利用は含まないものとする。

※A、B方式採用社はC方式を併用することはできないがC方式に変更することはできる。

④転用のきまり その3.

▶ 「印税方式」の場合

動画製作会社は転用に関し作品毎に都度交渉で印税方式を採用することができる。印税方式の選択は利用前に決定し、信頼できる方法にて販売実績の報告をしなければならない。印税は利用の都度支払わなければならない。

一括処理C方式を採用した会社は印税方式を選択できない（積み上げ処理方式と印税方式を併用することはできる）。

《印税率の基準》

放送	ビデオグラム	小規模上映	機内	自動公衆送信	CD原盤	新メディア
動画製作者の収入の5%以下	税抜き販売価格 ×出荷数 ×90% ×5%以下	動画製作者の収入の5%以下	動画製作者の収入の5%以下	税抜き情報料収入の5.5%以下	税抜き販売価格 ×出荷数 ×90% ×5%以下	別途協議

## 2. 実演家の報酬【Ⅱ】

劇場公開アニメーション（本規定 3.①の作品で 460%以上の報酬を支払ったもの）を除く作品の初期製作に関して、アニメーション制作会社（または配給会社）は音声制作費以外に期限外利用料に替わる報酬を支払わなければならない。この「報酬【Ⅱ】」には、初期製作利用区分での国内外における再利用許諾料等を含むものとする。

なお、報酬【Ⅱ】を一度支払った作品は、他の利用区分に転用の際、転用料の支払いは必要となるが報酬【Ⅱ】を再度支払う必要はない（初期製作が転用一括処理され、かつ報酬【Ⅱ】が支払われればその作品は、地域・期間・媒体に関係なく利用できる）。

報酬【Ⅱ】は、実務委員会に集められ、実演家に対する報酬の他、出演・二次利用に係わる管理等のため使用する。

《報酬【Ⅱ】の料率》 **基本対価の5%を原則とする。**

## 3. 劇場公開作品の実演家の報酬

①全国公開またはそれに類するもの

**初期出演料 = 基本対価 × 250%（初期目的利用料率 150%含む）**

**一括処理出演料 = 基本対価 × 460%以上**

劇場公開作品を転用する場合の転用料率は下表《表 3》の通りとする。

《表 3》劇場公開作品利用料率

基本ランク	100%
目的利用料	150%
放送転用	60%
ビデオグラム転用	60%
その他	都度交渉 一括処理の場合 90%以上
合計（一括処理の場合）	460%以上

②単館・小規模上映

単館・小規模上映を初期目的とする場合の目的利用料率は、100%を下回らない範囲の都度交渉とする。

## 4. 作品登録のきまり

作品は初期利用目的と異なった目的にも利用され、利用料が新規に発生する事がある。そこで音声制作会社は、アニメーション全作品に関して、以後の利用が適正なものかどうか調

査できるように、所定の書式で実務委員会に登録を行わなければならない。転用一括処理作品についても積み上げ処理方式作品との峻別を行う必要があるため同様とする。

音声制作会社は、登録料を実務委員会が別途定める規定により、実務委員会に支払わなければならない。

## 5. 転用料の算定基準

積み上げ処理方式支払による作品の転用料算定は、出演時のランクを用いて行う。

## 6. 1日に行う収録の目安

動画 60 分枠までの作品は 1 日で収録することを基本とし、60 分枠以上の作品は 2 日収録を基本とする。超過する場合は 1 日につき出演料の 20% を加算する。

## 7. 特別な訓練等を要する出演

特殊技能・訓練を要する出演については事前の協議で対応を決定する。歌唱指導を要する収録当日の歌録りの場合、基本ランクの 50% 以上が別途発生する。別日収録の場合は基本ランク以上とする。

## 8. キャンセル料

当日キャンセルの場合、基本対価の 100% を支払わなければならない。

前日及び 2 日前に判明した場合、同じく基本対価の 50%。

3 日前から 5 日前までは同じく基本対価の 30% とし、期日変更も原則として同様とする。

## 9. 帯番組及び短時間番組

- ① 1 週の放送本数 6 話までのものを 1 回の録音で収録する場合、15 分番組は 90 分枠 1 本、10 分番組は 60 分枠 1 本、5 分番組は 30 分枠 1 本とみなし、時間割増料を計算する。1 週 7 話の場合は別途協議とする。
- ② 1 回の録音で 2 週分にまたがって収録する場合は 2 週分とする。
- ③ 帯番組でない短時間番組は 1 回の収録で 3 分枠 10 本、5 分枠 6 本、10 分枠 3 本、15 分枠 2 本を 30 分枠とみなす。但し、2 本以上出演した場合は基本対価を 20% 増しして出演料を計算する。これに当てはまらないケースは別途協議とする。

$$\text{初期出演料} = \text{基本対価} \times 120\% \times 180\% \\ \times \text{(20\%増し分)} \quad \text{(初期目的利用率 80\%を含む)}$$

## 10. 予告

- ① TV シリーズアニメ本編出演者を現場で起用する場合は、基本対価の 10% 以上とする。
- ② 別日、または本編出演者でない場合は、基本ランク以上で都度交渉とする。

### 11. 番組宣伝・プロモーション・回想シーン・あらすじ等の部分使用

本編の部分使用以外の番組宣伝・プロモーションについては別途協議とする。回想シーン・あらすじ等の利用はその都度交渉とする。CM への転用は競合関係で使用できない場合があることを踏まえ都度交渉が必要となる。

### 12. パイロット版（利用目的が決まっていない作品）

パイロット版出演料は下記の通りとする。

#### 基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》）

但し、利用目的が確定した時点で利用料を追加支払いしなければならない。  
また、転用一括C方式を採用している制作会社には適用されない。

### 13. オーディション

同一作品・同一役柄のオーディションについて、2回目以降は都度交渉の有料とする。

### 14. 俳優側に起因する損害

俳優側に起因する損害については原則として俳優側が責を負うものとし、音声制作会社と協議の上、誠意を持って解決に当たる。

### 15. 本規定が及ばない俳優の起用

本規定が及ばない俳優を起用する場合は、発注者または音声制作者がその俳優の初期出演費及び他メディア転用条件について、責任を持って処理を行うものとする。

### 16. 旧ルールで制作された作品の扱い

2009年3月31日までの外画動画出演実務運用表に基づいて制作されたアニメーション作品を利用する場合は、出演時のルールに則って処理を行うものとする。

### 17. 出演規定の改廃

本出演規定の改廃は実務委員会の協議を経て行う。

### 18. 取り決めなき事項

本規定に取り決めなき事項については実務委員会で協議する。本規定の詳細・疑問についての確認は下記に問い合わせることとする。

協同組合 日本俳優連合 TEL：03（5909）3070

付記 本規定は平成21年（2009）4月1日以降の露出作品を対象に実施する。

## 外国映画日本語吹替版作品出演規定

### 1.実演家の報酬 [劇場用吹替版作品については2.を参照]

#### ①初期出演料のきまり

出演料は、俳優の技量・キャリア・人気等に基づいて毎年俳優から甲に示されるその年度の基本ランクと作品の長さ、作品の利用目的の3要素によって計算する。

俳優の基本ランクと出演作品の長さ（時間割増率）を基にした「基本対価」を、作品の利用報酬の基準とする。

$$\begin{aligned} \text{基本対価} &= \text{基本ランク} \times \text{時間割増率} \langle \text{表1} \rangle \\ \text{初期出演料} &= \text{基本対価} \times (100\% + \text{目的別利用率} \langle \text{表2} \rangle) \end{aligned}$$

- ・基本ランクは30分番組への出演を基準とし、俳優が（所属する事務所と協議し）毎年4月1日に甲の会員社に提示し更新する事ができる。継続作品について甲の会員社は俳優と協議することが出来る。ランクは俳優個々の個人情報ゆえ甲の会員社以外には公開はされない。
- ・ランクのない途中参入者は、その年度の臨時ランクを設定することが出来る。
- ・作品を他の分野に転用する場合は転用料が必要となる。

#### 《表1》時間割増率

時間枠	30分枠	60分枠	75分枠	90分枠	105分枠	120分枠	135分枠	150分枠	180分枠
割増率	1.0	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5	2.7	3.0

※1：180分以上は30分増すごとに0.3増し

※2：初期目的が民放地上波とNHKについては放送時間枠にて計算し、その他のメディアについては実尺で計算する。また転用の場合も同様に、民放地上波とNHKについては放送時間枠にて計算し、その他のメディアについては実尺で計算する。その他のメディアとはWOWOW、BS（NHKを除く）、CS、ビデオグラム、機内、自動公衆送信等を指す。なお、上記に当てはまらないケースは都度交渉とする。

※3：収録を伴わないエンドタイトルは実尺に含まないものとする。



《表2》 目的別利用率

放送		ビデオグラム	機内	自動公衆送信	その他
地上波ゴールデンタイム 及びNHK	70%	70%	30%	40%	都度交渉
地上波ゴールデンタイム外 及びBSデジタル(全時間帯) 及びWOWOW(全時間帯)	20%				

※4：放送での使用期間は初回放送より5年間とし、それ以降の利用には再放送料が発生する。

※5：劇場用吹替版作品については2.を参照のこと。

②転用のきまり その1.

▶ 複数の利用目的を積み上げて処理する「積み上げ処理方式」の場合

$$\text{転用料} = \text{基本対価 (基本ランク} \times \text{時間割増率《表1》)} \times \text{転用料率《別表》}$$

初期目的以外に作品を利用する場合、音声制作会社は転用分野に設定されている転用料を発注元または利用者から受け取り出演者に支払うものとする。転用処理された分野は何度でも利用できる。但し放送における使用期間は初回放送より5年間とし、それ以降の利用には再放送料が発生する。

《別表》外画転用料率表を参照。

※6：放送作品が、初期利用目的がゴールデン外及びBSデジタル及びWOWOW(20%)から転用しゴールデン及びNHK(70%)のように利用される場合は、その差額が必要となる。

※7：積み上げ方式を用いてビデオ1巻を多数話で構成する場合、料率の話数倍とする。

※8：放送作品で、初期利用目的がゴールデン外及びBSデジタル・WOWOWの作品がビデオに転用される場合、初期使用から6ヶ月以内の転用は、ビデオ発とし、差額分を支払う。

6ヶ月を過ぎてからは転用料率(25%)を適用する(シリーズ作品は最終話放送後6ヶ月)。

③転用のきまり その2.

- ▶ 初期制作時に「転用一括処理方式」を採用する場合（劇場用吹替版作品を除く。）

利用目的を限定することを望まない制作発注者（クライアント）は転用一括処理方式を選択できる。但し放送における使用期間は初回放送より5年間とし、それ以降の利用には再放送料が発生する。

転用一括処理方式にはCM及びゲーム等への転用及び部分利用は含まないものとする。

A方式：単発作品及びシリーズ中の特定作品を一括処理する場合

**基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》） × 250%以上**

B方式：特定シリーズの全話数を一括処理する場合（シーズン毎に変更可能）

**基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》） × 220%以上**

C方式：製作会社・配給会社が全ての作品を一括処理することを決め、実務委員会に申請のうえ実務委員会と面談をし承認を受けた場合。

**基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》） × 200%以上**

④転用のきまり その3.

- ▶ 「印税方式」の場合

製作会社は転用に関し、作品毎に都度交渉で印税方式を採用することができる。印税方式の選択は利用前に決定し、利用者は信頼できる方法で販売実績等の報告をしなければならない。印税は利用の都度支払わなければならない。

一括処理C方式を採用した会社は印税方式を選択できない（積み上げ処理方式と印税方式を併用することはできる）。

## 2. 劇場公開作品の実演家の報酬

日本国内で劇場公開することを主な目的として製作される作品の出演料は、劇場公開作品利用料率及び転用料率は下表《表3》の通りとする。

但し、放送転用後の使用期間は最初の放送から5年間とし、それ以降の利用には再放送料が発生する。

$$\text{初期出演料} = \text{基本対価 (基本ランク} \times \text{時間割増率《表1》)} \times 230\% \text{ (初期目的利用料率 130\%含む)}$$

$$\text{一括処理出演料} = \text{基本対価 (基本ランク} \times \text{時間割増率《表1》)} \times 420\% \text{以上}$$

劇場公開作品を転用する場合の転用料率は下表《表3》の通りとする。

《表3》劇場公開作品利用料率

基本ランク	100%
目的利用料	130%
放送転用	50%
ビデオグラム転用	50%
その他	都度交渉 一括処理の場合 90%以上
合計(一括処理の場合)	420%以上

単館・小規模上映を初期目的とする場合の目的利用料率は、100%を下回らない範囲の都度交渉とする。

## 3. 作品の登録と使用期間等の規定

- ①甲、乙の協定により放送作品の使用期間は初回放送から5年とし、利用者は期間外の放送使用に関して定められた期限外利用料（再放送料）を別途定める料金表に則って支払うものとする。
- ②再放送料の徴収・分配業務は甲に委託する。
- ③音声制作者が、乙の組合員及び新人登録者を出演させて作品を制作する時は、全作品（劇場用作品、放送用作品、ビデオグラム用作品、機内用作品、自動公衆送信用作品等）の作品名・作品の使用範囲・出演者・所属事務所等を本規定遵守及び組合員の権利保護のため、録音前に実務委員会に作品登録しなければならない。音声制作会社は、登録料を実務委員会が別途定める規定により、実務委員会に支払わなければならない。

#### 4. 転用料の算定基準

平成4年(1992)4月1日の運用表改訂以降に制作された作品については出演時のランク、それ以前の作品については転用時のランクの70%を算出して適用する。

なお、ノーランク者については、出演時に転用に関して特段の取り決めが無い場合は、最高ランク45,000円を適用し、規定に則り転用料を算出する。

#### 5. 1日に行う収録の目安

120分作品までは1日で収録することを基本とし、それ以外の長時間作品は2日収録を基本とする。収録日が前述の基本日数を超える場合、超過1日につき出演料の20%を加算して支払う。

#### 6. 特別な訓練等を要する出演

特殊な技能訓練を要するケース(例えば歌唱等)については出演交渉の段階で協議して料金を決めるものとする。

#### 7. キャンセル料

当日キャンセルの場合、基本対価の100%を支払わなければならない。

前日及び2日前に判明した場合、同じく基本対価の50%。

3日前から5日前までは同じく基本対価の30%とし、期日変更も原則として同様とする。

#### 8. 俳優側に起因する損害

俳優側に起因する損害については原則として俳優側が責を負うものとし、制作会社側と誠意を持ってことの解決に当たる。

#### 9. 帯番組及び短時間作品

① 1週の放送本数6話までのものを1回の録音で収録する場合、15分番組は90分枠1本、10分番組は60分枠1本、5分番組は30分枠1本とみなし、時間割増料を計算する。1週7話の場合は別途協議とする。

② 1回の録音で2週分にまたがって収録する場合は2週分とする。

③ 帯番組でない短時間番組は別途協議とする。

#### 10. 予告

① 本編出演者を現場で起用する場合は、基本対価の10%以上とする。

② 別日、または本編出演者でない場合は、基本ランク以上で都度交渉とする。

#### 11. 番組宣伝・プロモーション・回想シーン・あらすじ等の部分使用

本編の部分使用以外の番組宣伝・プロモーションについては別途協議とする。回想シーン・あらすじ等の利用はその都度交渉とする。CMへの転用は競合関係で使用できない場合があることを踏まえ都度交渉が必要となる。

## 12. ナレーション

都度交渉とする。

## 13. パイロット版（利用目的が決まっていない作品）

パイロット版出演料は下記の通りとする。

### 基本対価（基本ランク×時間割増率《表1》）

但し、利用目的が確定した時点で利用料を追加支払いしなければならない。

また、転用一括C方式を採用している製作会社には適用されない。

## 14. オーディション

同一作品・同一役柄のオーディションについて、2回目以降は都度交渉の有料とする。

## 15. 運用表の遵守と資料の提供

- ①音声制作会社は本規定の決まりを制作発注者（クライアント）に周知し、運用を可能とする制作契約を結ぶものとする。
- ②音声制作会社は、受注の際、その発注者と将来当該録音物が目的外に使用される場合の支払い窓口等その取り扱いについて、十分に確認すること。万一、発注者が目的外利用料の支払いを拒否するか、またはその録音物が他の権利者に譲渡等の変更があり、通常処理が困難となった場合は、知りうる限りの情報、または資料をもって速やかに乙に連絡し対策を協議するものとする。

## 16. 出演規定の改廃

本出演規定の改廃は実務委員会の協議を経て行う。

## 17. 本規定が及ばない俳優の起用

本規定が及ばない俳優を起用する場合は、発注者または音声制作者がその俳優の初期出演費及び他メディア転用条件について、責任を持って処理を行うものとする。

## 18. 取り決めなき事項

本規定に取り決めなき事項については実務委員会で協議する。本規定の詳細・疑問についての確認は下記に問い合わせることとする。

協同組合 日本俳優連合 TEL：03（5909）3070 以上

付記 1.本規定は平成22年（2010）4月1日以降の出演作品に適用する。

2.平成22年（2010）8月1日一部改定実施。

3.平成28年（2016）4月1日一部改定実施。

4.平成29年（2017）4月1日一部改定実施。

《別表》

②転用のきまり その1.「積み上げ処理方式」

**外画転用料率表**

**外画 [1] (地上波ゴールデンタイム及びNHK)**

放送発(ゴールデン及びNHK)基本	100%
目的利用料	70%
ビデオ転用	25%
機内転用	10%
自動公衆送信(ネット配信)転用	10%
その他	都度交渉

**外画 [2] (地上波ゴールデンタイム外及びBS デジタル(全時間帯)及びWOWOW(全時間帯))**

放送発(ゴールデン外及びBSデジタル及びWOWOW)基本	100%
目的利用料	20%
ビデオ転用	70%
ゴールデン転用後ビデオ転用の場合	25%
放送転用(ゴールデン差額)	50%
機内転用	10%
自動公衆送信(ネット配信)転用	10%
その他	都度交渉

※1 : WOWOW は 2016 年 1 月 1 日以降放送作品について適用

**外画 [3] (ビデオグラム)**

配信 基本	100%
目的利用料	70%
放送転用	20%
機内転用	10%
自動公衆送信(ネット配信)転用	10%
その他	都度交渉

**外画 [4] (機内) 2011年1月1日改定 ※2**

機内発 基本	100%
目的利用料	30%
放送転用	20%
ビデオ転用	50%
自動公衆送信(ネット配信)転用	10%
その他	都度交渉

※2：改定日以前に該当作品が取り扱われ契約されている場合は改定前の規定に則って処理をする。

**外画 [5] (自動公衆送信(ネット配信)) 2016年4月1日新設 ※3**

自動公衆送信(ネット配信)発 基本	100%
目的利用料	40%
放送転用	20%
ビデオ転用	40%
機内転用	10%
その他	都度交渉

※3：新設日以降の収録について適用。



- ①放送の使用期間は初回放送から5年とし、それ以降の利用には再放送料が発生する。
- ②劇場での利用は、別途130%とする。但し、単館・小規模上映の場合の利用は、100%を下回らない範囲の都度交渉とする。
- ③ビデオグラムを多数話で構成する場合の転用料は、話数倍とする。
- ④WOWOW 発とゴールデン外及びBS デジタル発、機内発の場合のビデオ転用は次の通りとする。
  - (1) 初期目的利用後6か月以内の転用はビデオ発の料率となり各表内に記される転用料率(差額分)を支払うものとする。
  - (2) 6か月を過ぎての転用は25%とする(シリーズ作品はシーズン毎の最終話放送後6か月)。

## 外画 CS 放送番組出演に関する特別規定

1. CS 放送利用率率 5%を設定する。

$$\text{初期出演料} = \text{基本ランク} \times \text{時間割増率《表1》} \times 105\%$$

2. 制作時、CS 放送と自動公衆送信を同時に処理する場合は、暫定的に 15%とする。

$$\text{初期出演料} = \text{基本ランク} \times \text{時間割増率《表1》} \times 115\%$$

3. 時間割増率を下表《表1》のとおりとする。

《表1》時間割増率

時間枠	30分枠	60分枠	75分枠	90分枠	105分枠	120分枠	135分枠	150分枠	180分枠
割増率	1.0	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5	2.7	3.0

※180分以上は30分増すごとに0.3増し

※初期目的が民放地上波とNHKについては放送時間枠にて計算し、その他のメディアについては実尺で計算する。また転用の場合も同様に、民放地上波とNHKについては放送時間枠にて計算し、その他のメディアについては実尺で計算する。その他のメディアとはWOWOW、BS（NHKを除く）、CS、ビデオグラム、機内、自動公衆送信等を指す。なお、上記に当てはまらないケースは都度交渉とする。

※収録を伴わないエンドタイトルは実尺に含まないものとする。

※本時間割増の規定は2010年8月1日より適用する。但し、既に進行している作品および継続している作品については、作品の終了まで（シリーズ作品の場合はシーズン終了まで）現行のままとする。また、シーズン終了後に時間割増率を変更する場合は事前に出演者の了解を得ることとする。

4. 新人登録者の出演料は8,000円、60分超の作品の場合は12,000円とする。但し、制作時に同時にビデオ転用処理をする場合は15,000円とする。

他の放送、ビデオまたは機内に転用する場合、60分以内の転用料は2,000円、60分超の転用料は3,000円とする。

5. ビデオ作品をCS放送で利用する場合は、放送転用料率を20%とし、他の放送分野全てを含むものとする。なお、新人の転用料は必要ない。



6.本規定は、日俳連組合員及び新人登録者のみに適用され、1年ごとに見直し、協議を行う。

7.CS 放送発作品の他目的への転用について、従来は地上波ゴールデン外（20%）に置き換えた上で転用料を算出していたが、今後はCS 利用料（5%）が付いたことで置き換えは不要となる。但し旧 CS 外画特別規定で制作された作品を、新ルール運用後に転用した場合の転用料は旧 CS 外画特別規定に則り算出する。

8.CS 放送発作品が他の放送に直接転用される場合の転用料率は、他の放送への転用料率表《表2》の通りとする。

**《表2》他の放送への転用料率**

地上波ゴールデン及びNHK	地上波ゴールデン外及びBSデジタル及びWOWOW
65%	15%

9.CS 放送後 6 ヶ月以内にビデオ転用され、その後、他の放送に転用される場合の放送転用料率は 15%（放送転用料との差額分）とする。

CS 放送後 6 ヶ月経過後にビデオ転用を経て放送に転用される場合の放送転用料率は、他の放送への転用料率表《表2》の通りとする。

10.制作時に同時にビデオ転用処理する場合は、「外国映画日本語吹替版作品出演規定」1.実演家の報酬 ①初期出演料のきまり 《表2》ビデオグラムの初期出演料を適用する。また、制作時に一括処理をする場合は、同規定の 1.実演家の報酬③転用のきまり その 2.を適用する。

11.旧 CS 外画特別規定により制作された作品の自動公衆送信への転用に限り、新 CS 外画特別規定の転用ルールを例外的に適用する。

**出演時の基本ランク×時間割増率《表1》×15%+旧CS特別規定の時間割増差額分**

15%は（CS 目的利用料 5% + 暫定自動公衆送信転用料率 10%）

**目的利用料・転用料（早見表）**

メディア	新CS特別規定作品		旧CS特別規定作品 (転用時は時間割増増を正常化すること)	
	ランク保持者	新人 ( )は60分超の場合	ランク保持者	新人 ( )は60分超の場合
CS放送	105%	8,000円 (12,000円)	100%	8,000円 (12,000円)
CS放送・ビデオ(同時)	190% (放送全て含む)	15,000円	-	-
CS放送・初期目的+自動公衆送信(転用)を同時に処理する場合	115%	8,000円 (12,000円)	-	-
ビデオ(6ヶ月以内)転用	70%	2,000円 (3,000円) (一度目のみ)	90% (放送全て含む)	2,000円 (3,000円) (一度目のみ)
ビデオ(6ヶ月経過後)転用	25%		45%(※)	
地上波ゴールデン及びNHK転用	65%(※)		70%	
地上波ゴールデン外及びBSデジタル及びWOWOW転用	15%		20%	
機内転用	10%		30%(※)	
自動公衆送信転用	10%	0円	15%	0円
一括処理の場合	A・B・C方式	15,000円		

※地上波ゴールデン外及びBS デジタル及びWOWOW 含む。

協同組合 日本俳優連合

- 付記 1.平成 21 年(2009)4 月 1 日改定実施。  
 2.平成 22 年(2010)8 月 1 日一部改定実施。  
 3.平成 28 年(2016)4 月 1 日一部改定実施。

付記

【これまでの運用表改定年月日】

- 第1回 昭和48年(1973)12月27日(合意書)
- 第2回 昭和50年(1975)3月27日(最初の運用表)
- 第3回 昭和54年(1979)3月31日
- 第4回 昭和55年(1980)10月1日
- 第5回 昭和57年(1982)10月1日
- 第6回 昭和61年(1986)4月1日
- 第7回 平成3年(1991)7月17日(合意書)
- 第8回 平成4年(1992)4月1日
- 第9回 平成9年(1997)7月1日
- 第10回 平成11年(1999)4月1日
- 第11回 平成13年(2001)4月1日
- 第12回 平成21年(2009)4月1日
- 第13回 平成22年(2010)4月1日
- 第14回 平成22年(2010)8月1日
- 第15回 平成23年(2011)1月1日
- 第16回 平成25年(2013)8月9日
- 第17回 平成28年(2016)4月1日
- 第18回 平成29年(2017)4月1日

以下の四団体は本運用表を遵守することを合意した。

協同組合 日本俳優連合

理事長 西田 敏行

一般社団法人 日本音声製作者連盟

理事長 筋野 茂樹

一般社団法人 日本芸能マネージメント事業者協会

理事長 山崎 讓

一般社団法人 日本声優事業社協議会

理事長 田代 利之

平成22年（2010）年4月1日改定  
 平成22年（2010）年8月1日一部改定  
 平成25年（2013）年4月1日一部改定

## 新人登録規定

協同組合日本俳優連合（以下、「日俳連」という。）は、外画動画部会規約2条2により新人登録を行う。新人及びその代理人である事務所は、日俳連の定めた規定により出演業務を行わなければならない。

### （1）新人の定義

「新人」とは日俳連未加入者で、外画動画の仕事を始めようとする者を言う。新人としての特典を受けられるのは登録名簿に記載されたものに限られる。

### （2）新人登録

日俳連は、業界参入を希望する新人の登録事務を行い、登録は毎月末に集計し、翌月1日付けで登録する。登録は初出演後直近の登録日に行なうことを原則とする。音声制作会社が名簿に登録されていない新人を起用した場合、当該新人の所属事務所は直ちに日俳連に登録させなければならない。

### （3）新人の報酬

- ① 新人の報酬は、1本の出演に対し15,000円とし、時間割り増し、目的利用料は付かないことを原則とする。但し、収録が2日以上にわたるときは都度交渉することができる。
- ② 新人の外画CS放送番組への出演料は、60分以内は8,000円、60分を超える場合は12,000円とする。  
 このCS放送作品が他の放送、ビデオ及び機内に転用された場合は2,000円（60分を超える作品の場合は3,000円）の追加利用料を請求できる。
- ③ 2009年4月1日実施の外画CS特別規定改訂後も新人報酬に変更は無いものとする。  
 新旧外画CS特別規定に係わらず自動公衆送信転用について新人に対する追加報酬は発生しないものとする。

### （4）登録期間

- ① 新人として仕事を始めた時に登録を行い、登録後初めて迎える4月1日を初年度登録として以後3年間とする。
- ② 新人登録期間終了後、外画動画の仕事を継続する場合は日俳連に加入するものとする。

**(5) 新人登録期間内に日俳連に加入した場合**

- ① 新人登録期間内に日俳連に加入した場合、4月1日または10月1日より正規の出演規定が適用される。
- ② 但し、仕掛かり作品については日俳連加入後、作品の仕掛かり期間6ヶ月、新人の仕掛かり期間6ヶ月で、最長1年以内に限り新人の報酬のままとする。

**(6) 日俳連への加入手続き**

- ① 日俳連への加入登録手続きは「出資金」「加入手数料」「賦課金（会費）」が払い込まれて完了する。
- ② 登録者の希望で新人登録期間内に日俳連に加入する場合は、所属事務所に届け出る。

**(7) 新人登録規定の改正**

改正の必要が生じた場合、毎年4月1日をもって改正する。

協同組合 日本俳優連合 外画動画部会